

東かがわ市官民連携基本方針

令和4年7月

第1 基本的な考え方

1 定義

官民連携とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

2 背景

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、私たちは先の読みづらい VUCA（ブーカ＝変動性・不確実性・複雑性・曖昧性が高まった状況）の時代に生きていることを実感しました。そうした中で顕在化した様々なリスクに対応していく鍵は「持続可能性」です。

持続可能な成長を巡っては、2015年9月にSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が国連で採択されました。2030年までの国際開発目標で、17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、日本としても積極的に取り組んでいます。



そのうち、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、どの目標の達成にも必要な手段です。さらに、ターゲット17.17では「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」とされています。

パートナーシップの力を、地域において最大限発揮するために官民連携によるアプローチへの注目が高まっています。

本市においては「サステナブルシティ東かがわ」を掲げ、持続可能な東かがわ市を実現するための若者支援、事業者支援、そして官民連携に取り組んでいます。

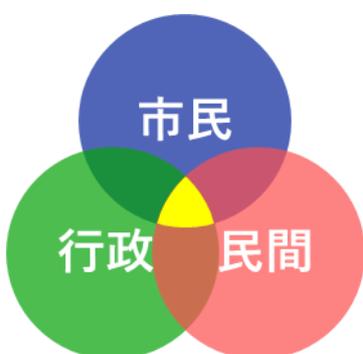
3 課題

住民の生活様式や価値観の多様化に加え、ICT（情報通信技術）の進展等により、住民のニーズは多様化・高度化が進んでいます。一方、地方自治体の人的・財政的資源は有限であ

り、住民の全てのニーズに対応することは困難です。

さらに、地域には、子育て支援、高齢者介護、環境保護など多種多様な社会的課題があり、その解決に向けては、行政と民間が連携して新たな発想と仕組みで取り組む必要が生じています。本市では、これまでも民間事業者の創意工夫を取り入れ、より良質かつ低廉に公共サービスの提供が行われてきました。今後、民間事業者との連携・共創をさらに進めるには、官民連携基本方針の策定、制度の確立、受け入れ体制の整備が必要です。

4 目指す姿



官民連携では、「官か民か」ではなく「官と民で」の姿勢で取り組む必要があります。売り手、買い手及び社会に利益がある「三方よし」の理念が重要です。

昨今、民間事業者においては、ESG（環境・社会・企業統治）、CSR（企業の社会的責任）、CSV（共通価値の創造）への取り組みをステークホルダー（利害関係者）から求められ、社会的課題の解決に対する関心が高まっています。

民間事業者と東かがわ市とのパートナーシップで、社会的価値と経済的価値の創出を両立し、市民サービスの向上など市民に利益をもたらす取り組みを目指します。

5 三原則



対等

他者の立場を尊重し、対等な関係による対話を大切にします。



挑戦

前例にとらわれず、失敗を許容し、小さくとも社会的インパクトを創出します。



独自

他事例の単なる横展開や模倣ではなく、市の特色等を考慮した工夫や新たな仕組みを構築するなど、 $+ \alpha$ を常に考えます。

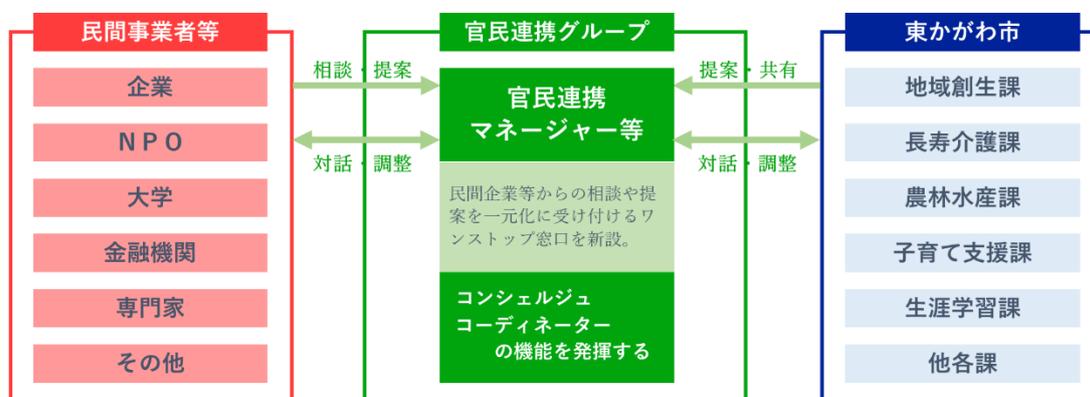
第2 具体化に向けた体制整備

1 官民連携グループの創設

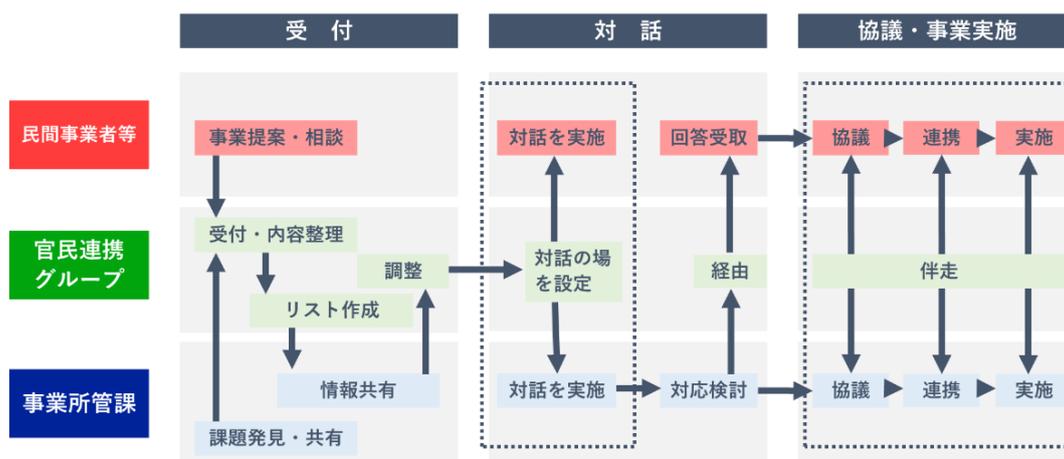
「民間事業者等との新たなパートナーシップ」の形成を推進するため、2022年4月に官民連携グループを設置しました。官民連携グループに官民連携マネージャーを置き、民間事業者等からの官民連携に関する相談や提案を一元化に受け付けるワンストップ窓口機能を

付与しました。官民連携マネージャー等が、民間事業者等のコンシェルジュ（案内役）とコーディネーター（調整役）の役割を担います。

【体制イメージ図】



【フローイメージ図】



2 官民連携に関する相談や提案の基準

官民連携事業は、地域の課題解決、地域活性化、公的負担の軽減につながり、自立かつ持続可能な事業を対象とします。民間事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものは、官民連携に関する相談や提案の対象外とします。また、政治的又は宗教的目的を有するもの、その他連携事業としてふさわしくないものなども対象外です。

3 官民連携事業の具体化

原則として、市の財政負担がない場合は、協定等を締結し（協定は必須ではありません）、共同で官民連携事業を実施します。市の財政負担がある場合でも、連携する事業の競合性

がなく公平性や透明性の確保に問題がないと判断されれば、随意契約等により事業を実施することが可能です。

4 社会的課題の解決に向けた提案募集制度の創設

東かがわ市は、市内全域が過疎地域に指定され、多くの社会的課題が発現している「課題先進地」です。社会的課題は、子育て支援、高齢者介護、環境保護、まちづくりなど、多種多様であり、そもそも市場原理では解決することが難しいために顕在化している課題です。単に課題を解決するだけでは市場から必要な対価を得られず、ビジネスが成立しません。

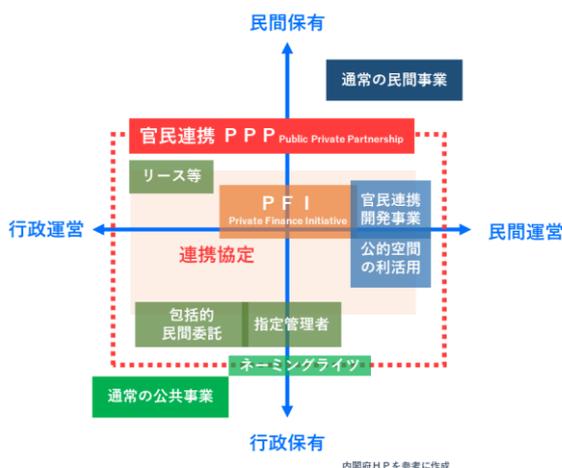
社会的課題の解決を目的とした取り組みを、自立した継続的な事業活動にするには、新しい商品やサービスを開発したり、それらを既存のサービスと組み合わせたり、提供するための仕組みづくりを開発したりすることが必要となります。

近年、社会的課題の解決を図る社会的起業家を目指す方が増加しています。社会的価値と経済的価値を両立させる CSV（共通価値の創造）経営を実践する企業もあります。

目新しい技術やサービスなどを用い、「社会的課題」を「新たなビジネスの種」にする、ビジネスの手法を活用した事業への挑戦を本市は支援します。補助制度の創設や行政職員の伴走支援のほか、社会的課題解決に取り組む方を地域一体で支援する体制を整えます。

この挑戦により、新たに創出される価値は社会に発生することが期待されます。もって、住民の福祉の向上、より持続可能な地域となることを目指します。

5 多様な手法の活用



官民連携には、PFI、指定管理者制度、民間委託など多様な手法があります。例えば、ある市有財産の利活用にどの手法が最適か、事業の目的や性質に応じて採用する手法を選択又は組み合わせる必要があります。連携協定の締結による課題解決に向けた協力体制の構築や、協定に基づく実証実験の実行なども官民連携の手法です。

このような既存手法の活用、改良に加え、新たな手法について積極的な開発に取り組みます。課題の顕在化を好機と捉え、新たなサービスやソリューションを開発する初期フェーズに民間事業者等から「選ばれる」東かがわ市を目指します。そして、東かがわ市で生まれたサービスや仕組みが全国に展開されることで、より大きな社会的インパクトの創出を目指します。